

令和3年第5回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年5月10日(月) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所51号会議室

出席委員 14人

内田 浩明 (会長)
古城 義郎 (副会長)
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 殿崎 裕樹
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第13号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第14号 許可不要転用届について

報告第15号 許可書返納届について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第5回総会を開催致します。本日は14名中14名出席ですので総会は成立しています。本日は議題3件、報告4件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（譲渡人） 荒尾市一部の個人

（譲受人） 荒尾市一部の個人

（土地の所在地） 一部の畑、面積461㎡

（譲渡理由） 労力不足

（譲受理由） 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地の隣が譲受人所有の農地です。譲受人所有の農地は管理されていますが、申請農地は竹が繁茂しているため、譲受人により竹を伐採し果樹を植える計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 竹が繁茂していますが、譲渡人が植えたものが広がっています。現在は、農地への進入路はありませんが、将来的には整地をし、進入路を設ける計画とのことで問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

2 件です。

受付番号 1

（譲渡人）荒尾市上井手の個人

（譲受人）玉名市立願寺の法人

（土地の所在地）上井手の畑、面積 997 m²

（転用目的）建売住宅で、第 2 種農地

現地の状況ですが、申請農地と隣地の一般住宅との間は谷になっています。1,946 m²の農地を分筆し、997 m²を転用する計画で、申請地以外の農地は残ります。譲渡人の自宅は、残る農地の隣に位置するため進入は可能です。申請地への進入は県道の側道を横断することで可能です。県道側も一部谷になっていますが県により埋設される計画です。申請地と隣接農地との境界には譲受人により L 型擁壁を設置される計画です。隣接農地の営農には影響ないものです。建売住宅 3 棟と、駐車場を 1 棟当たり 2 台、共有の進入路を建設する計画です。給水は市の上水、生活雑排水・汚水は合併浄化槽にて処理し、処理水は県道側溝に放流、雨水は県道側溝に排水する計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

（譲渡人）熊本市西区中原町の個人

（譲受人）福岡市博多区中洲の法人

(土地の所在地) 高浜の畑、面積 2,014 m²
(転用目的) 植林で、第 2 種農地

申請農地の周囲は、荒尾市側の過去に転用許可を行った部分と、元々地目が農地でない部分と、隣町側に跨り既に植林をされています。申請農地は令和 2 年 5 月に、譲渡人より譲渡をしたい旨の意思表示を受けています。元々は果樹を植えていましたが現状はかなり荒れており、果樹等を伐採し桜を 13 本植える計画です。植林のため給水は不要で、生活雑排水・汚水は発生せず、雨水は自然浸透する計画です。隣接農地の営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

周囲は宅地化されています。排水についても検討されており問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 **委員**

造成工事等も無く問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

議長 続きまして、議案 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和 3 年 5 月 14 日公告予定です。今回が 5 回目の利用権設定となっております。2 件の受付で田の所有権移転が 579 m²、畑の所有権移転が 5,450 m²、合計 6,029 m²です。第 1 回からの合計面積は 34,941 m²となっております。

1 件目

(譲渡人) 荒尾市川登の個人

(譲受人) 荒尾市川登の個人

(所有権を移転する土地) 川登の畑、面積 5,450 m²

利用目的は果樹の栽培で、所有権移転日は令和 3 年 6 月 1 日、対価は 500,000 円です。この件は後の報告第 12 号、第 13 号の 2 と関連しており、譲渡人が相続を受ける農地を譲受人に所有権移転され、農地を効果的に活用されるものです。

2 件目

(譲渡人) 玉名市岱明町の個人

(譲受人) 荒尾市金山の個人

(所有権を移転する土地) 金山の田、面積 579 m²

利用目的は WCS の作付けで、所有権移転日は令和 3 年 5 月 25 日、対価は 173,700 円です。令和 2 年 7 月に譲受人の親族から譲渡人へ所有権移転された農地を、今回譲受人へ所有権移転されるものです。

議案 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは当議案について決定したいと思います。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

（事務局説明）

報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 1 件

報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 2 件

報告第 14 号 許可不要転用届について 1 件

報告第 15 号 許可書返納届について 1 件

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

○会計年度任用職員の任用開始時期について

○令和 3 年度（2021 年度）農地等利用最適化推進施策を実現するための意見書（案）について

○全国農業委員会会長大会のリモート開催について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは、これをもちまして令和 3 年第 5 回総会を終了します。